

議案第15号

三朝町保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年3月5日

三朝町長 松浦 弘幸

三朝町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町保育所の設置及び管理に関する条例（平成19年三朝町条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第7条 町長は、保育所の設置の目的を効果的に達成するため、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の保育所の管理を指定管理者に行わせるものとする。</u></p> <p><u>(1) みささこども園（保育所の用途に係る部分に限る。）</u></p> <p><u>(2) 賀茂保育園</u></p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第7条 町長は、保育所の設置の目的を効果的に達成するため、<u>保育所のうち賀茂保育園の管理を指定管理者に行わせるものとする。</u></p>

2 前項の規定により保育所の管理を指定管理者が行う場合におけるこの条例の適用については、第5条第3項及び前条第3項中「町長が特に必要と認めるとき」とあるのは、「町長が特に必要と認めるとき又は指定管理者が町長の承認を得たとき」とする。

(指定管理者が行う業務)

第8条 みささこども園における指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 法第39条第1項に規定する乳児又は幼児に対する保育

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第23条各号に掲げる目標の達成に向けた保育

(3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第12項に規定する子育て支援事業のうち、地域における教育及び保育に対する需要に照らし、町長が必要であると認める事業

(4) みささこども園の施設及び附属施設の維持管理及び補修(町長が別に定めるものを除く。)に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、みささこども園の管理運営に関し、町長が必要と認める業務

2 賀茂保育園における指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 法第39条第1項に規定する乳児又は幼児に対する保育

(2) 賀茂保育園の施設及び附属施設の維持管理及び補修(町長が別に定めるものを除く。)に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、賀茂保育園の管理運営に関し、町長が必要と認める業務

(町長による管理)

第9条 第7条の規定にかかわらず、町長は、指定

2 前項の規定により賀茂保育園の管理を指定管理者が行う場合におけるこの条例の適用については、第5条第3項及び前条第3項中「町長が特に必要と認めるとき」とあるのは、「町長が特に必要と認めるとき又は指定管理者が町長の承認を得たとき」とする。

(指定管理者が行う業務)

第8条 指定管理者は、賀茂保育園における次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 保育所における保育に関する業務

(2) 保育所の施設及び附属施設の維持管理及び補修(町長が別に定めるものを除く。)に関する業務

(3) 前各号に掲げるもののほか、保育所の管理運営に関し、町長が必要と認める業務

(町長による管理)

第9条 第7条の規定にかかわらず、町長は、指定

管理者が <u>保育所</u> の管理に係る業務を行うことができないと認めるときは、当該業務を行うことができる。	管理者が <u>賀茂保育園</u> の管理に係る業務を行うことができないと認めるときは、当該業務を行うことができる。
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の三朝町保育所の設置及び管理に関する条例第7条第1項の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。